

個人型確定拠出年金に係る事業主証明の手続き（島根県教育委員会）

個人型確定拠出年金（以下「個人型DC」という）の加入範囲の見直され、平成29年1月から公立学校共済組合員も加入できることとなりました。

加入に際し必要となる事業主の証明の手続きは、下記のとおりです。

1. 対象職員と事業主証明の依頼先

対象職員		事業主証明の依頼先（封筒の宛名）
事務局職員等	正規職員	教育庁福利課個人型DC担当(※1)
	会計年度任用職員	総務事務センター総務グループ(※2)
県立学校教職員	正規職員 (松江市立皆美が丘女子高派遣中の職員を含む)	教育庁福利課個人型DC担当(※1)
	講師(常勤・非常勤※3)	
	会計年度任用職員 (非常勤講師は除く)	総務事務センター総務グループ(※2)
小中学校教職員 (県費負担教職員)	正規職員	教育庁福利課個人型DC担当(※1)
	講師(常勤・非常勤※3)	

※1 送付先 **島根県教育委員会福利課 個人型DC担当 〒690-8502 松江市殿町1番地**

証明及び返信事務は島根県教育委員会総務課（事務局等職員）又は学校企画課（教職員）で行います。提出書類に不備等があった場合、電話等で連絡する場合があります。

※2 会計年度任用職員の手続きは島根県総務部総務事務センター（0852-22-6299）にお尋ねください。

※3 「国民健康保険の被保険者」又は「家族の健康保険の被扶養者」は対象外です。

2. 教育庁福利課個人型DC担当あて事業主証明を依頼する際の提出書類等及び留意事項

	公立学校共済組合員（正規職員）	講師（常勤・非常勤※3）
①	第2号加入者に係る事業主の証明書（共済組合員用） 証明書の記載事項 ・証明書の「1 申出者の情報」欄を全て記載してください。 ・希望する掛金納付方法は、「個人払込」欄にチェックをしてください。 *当面、事業主払込は行いませんので、掛金納付方法は「個人払込」のみとなります。 事業主払込が可能となりましたらお知らせしますので、ご了承願います。	第2号加入者に係る事業主の証明書
②	基礎年金番号等の提供に関する同意書（別添）	—
③	基礎年金番号の確認できる書類 基礎年金番号(※5)の通知、年金手帳、ねんきん定期便(※6)等の写しを添付してください。確認後、証明書と一緒にお返しします。 (※5)基礎年金番号通知書の再発行は、お近くの年金事務所で依頼することができます。 (※6)「ねんきん定期便」は、毎年、誕生月にご自宅に送付されています。	基礎年金番号の確認できる書類
④	返信用封筒 返信先（職場・自宅を問いません）を記載した返信用封筒を添付してください。	返信用封筒

3. 異動、採用等による手続き

個人型DCに加入する職員が「教育委員会以外に異動する場合(※7)」又は「講師から正規職員に採用となる場合(※8)」は、加入の手続きをされた金融機関で必要な手続きを確認の上、各自で対応してください。

※7 事業所変更の届出が必要になります

※8 月額掛金の上限が変わりますので、届出が必要になります。

「個人型確定拠出年金」の制度については、厚生労働省及び国民年金基金連合会のHP等を参照してください。